

令和二年六月

令和二年六月文京区議会定例議会議案(二)

文京区



目次

議案第十 六号	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他工事請負契約	1 頁
議案第十 七号	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他電気設備工事請負契約	3 頁
議案第十 八号	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他機械設備工事請負契約	5 頁
議案第十 九号	文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契約	7 頁



議案第十六号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他工事請負契約

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金五億二千二百五十万円
- 四 契約の相手方 東京都渋谷区代々木三丁目一番十一号四〇一  
株式会社守谷商会東京支店渋谷営業所  
所長 小林茂

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年一月三十一日まで
- 二 支出科目等 令和二年度 一般会計 教育費 校外施設費  
令和三年度 債務負担行為

議案第十七号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他電気設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他電気設備工事請負契約  
文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他電気設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金二億九千四百八十万円
- 四 契約の相手方 長野県佐久市望月百三十三番地

信州電機株式会社

代表取締役 黒柳文彦

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期 契約締結の翌日から令和四年一月三十一日まで

二 支出科目等 令和二年度 一般会計 教育費 校外施設費

令和三年度 債務負担行為



議案第十八号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他機械設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他機械設備工事請負契約  
文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園浴室棟改築その他機械設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金四億五千五百七十三万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区湯島一丁目十一番五号  
株式会社日管設備

代表取締役 富永光孝

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年一月三十一日まで
- 二 支出科目等 令和二年度 一般会計 教育費 校外施設費  
令和三年度 債務負担行為

議案第十九号

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年六月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契約

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金五億四千七百八十万円
- 四 契約の相手方 精研・REC・エイシー建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区小石川一丁目十五番十七号

株式会社精研東京本社

東京本社代表常務取締役 伊豆田久雄

構成員 東京都文京区千駄木三丁目四十六番二号

株式会社REC東京支店

支店長 竹内等

構成員 東京都文京区白山一丁目二十一番十五号

株式会社エイシーセレニティ  
代表取締役 國井福太郎

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 一 工 期   | 契約締結の翌日から令和六年十一月十五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和二年度 一般会計 教育費 学校教育費  |
|         | 令和三年度 債務負担行為          |
|         | 令和四年度 債務負担行為          |
|         | 令和五年度 債務負担行為          |
|         | 令和六年度 債務負担行為          |
|         | 令和七年度 債務負担行為          |

